

野田市告示第 号

野田市自転車等放置防止に関する条例第10条第2項の規定に基づき、原動機付自転車及び自転車の処分について、次のとおり告示する。

年 月 日

野田市長



- 1 処分の根拠
- 2 処分対象自転車 別紙のとおり
- 3 処分対象自転車保管場所
- 4 処分年月日
- 5 連絡先